

国民年金だより

4月から特別障害給付金
制度が始まります

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、

平成17年4月から特別障害給付金制度が創設されます。

《対象者》

次の期間のうち国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、その傷病が原因で、現在障害基礎年金一・二級相当の状態にある方が対象となります。

昭和61年3月までの国民年金任意加入対象とされていた被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）等の配偶者及び大学・短期大学の学生等の期間（この期間には各種専門学校・専修学校等の学生は含まれません。）
昭和61年4月から平成3年3月までの国民年金任意加入対象とされていた大学・短期大学・各種専門学校・専修学校の学生等の期間

《支給額》

一級：月額5万円
二級：月額4万円
支給額は毎年度自動物価スライドがあります。
老齢年金等を受けられている場合は支給制限があります。また、所得によつて支給制限となる場合もあります。

《請求手続き》

4月から国民年金担当窓口で受付を始めます。
なお、給付金の支給は請求のあつた月の翌月分からです。

取するためには4月中の請求が必要です。請求が遅れた場合さかのぼつて支給はできませんので、必要な添付書類が全てそろつていなくても、まずは4月中に請求書を提出するようにしてください。

《割引額》

～現金納付の場合～

毎月納付	割引なし
6ヶ月前納	660円
1年前納	2,890円



～口座振替の場合～

毎月納付	40円
6ヶ月前納	930円
1年前納	3,420円

早割制度を利用した場合

《例：3月中に登録が完了した場合》

～通常の口座振替～
(翌月末振替)

保険料	口座振替月
3月分	4月
4月分	5月
5月分	6月



～早割制度の口座振替～
(当月末振替)

保険料	口座振替月
3月分 4月分	4月
5月分	5月
6月分	6月

4月(当月)分以降の保険料から40円割り引きとなります。

初回の振替は原則2か月分(前月分・当月分)となります。

国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。
国民年金保険料の納付は、便利で確実な「口座振替」をご利用ください。

平成17年度の

国民年金保険料は 13,580円です

平成16年の年金制度改正により、保険料の上限を固定し、年金の給付はその範囲で行う「保険料水準固定方式」が導入されることとなりました。

国民年金保険料の場合、平成17年度から毎年280円ずつ引き上げ、平成29年度以降の保険料を16,900円に固定することとなっています。

引き上げ額は今後の賃金上昇率によつて変化します。

口座振替の 早割制度が 始まります

これまで、1年分または半年分などの保険料を前納した場合のみ保険料割引となつていましたが、平成17年4月から、口座振替による毎月納付の場合も、当月末振替にすることにより保険料割引となる制度が導入されます。(早割制度)

また、口座振替で1年分または半年分を前納すると、現金で前納するよりもさらに割引となり、大変お得です。

《申し込み方法》
年金手帳・通帳・通帳の届け印を持参のうえ、お近くの社会保険事務所でお申し込みください。

現在口座振替で毎月納付をされている方も、早割制度に変更を希望される場合は手続きが必要となります。
1年前納または半年前納を希望される場合は、3月中に社会保険事務所へ登録する必要がありますので、お早めにお申し込みください。

問い合わせ先
高知西社会保険事務所
☎875 1717